



男女共同参画ひとかがやく男女になるために



事業所・団体からの男女共同参画宣言を募集

県では、従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和などを推進する「男女共同参画社会づくり宣言」を行う事業所・団体を募集しています。

宣言した内容は、県ホームページに掲載されたり県広報紙などで広く市民に紹介されたりします。

あなたの事業所・団体も、男女がともに輝き取り組むを宣言してみませんか。

宣言すると、いいこといっぱい
男女共同参画への取り組みを宣言し、広く市民に紹介されることで、事業所・団体のイメージ向上につながります。

男女がともに輝く職場環境を提供することで、優秀な人材が集まりやすくなります。

生活と調和した働き方への見直しにより従業員の意欲や生産性・創造性が向上して、仕事に活気が生まれます。

宣言内容

現状から一歩でも前進する取り組み内容であれば宣言可能です。

宣言の例

- ・平成22年度までに女性役員、管理職の割合を3割以上にします。
- ・人材の評価査定基準を従業員に明確に示します。

対象

県内に所在する事業所・団体
(規模の大小は問いません)

申込方法

宣言届出書に、取り組み宣言の内容や事業所・団体の概要など必要事項を記入して、県民部男女共同参画室に提出してください。

宣言届出書は県ホームページ
(<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/kn-150/sengen/>)からダウンロードできます。

宣言はいくつでも構いません。
どんな小さな取り組みでも、まずは宣言してみましょ。

問 県民部男女共同参画室

☎054 221 3363
FAX054 221 2642
〒420 8601 静岡市葵区追手町9 6
✉ danryo@pref.shizuoka.lg.jp

男女共同参画とは

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、家庭で、地域で、学校で、職場で、それぞれの個性と能力を發揮できることです。

問 地域振興課協働共生推進係
☎44-3116

市政Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q? 最近、愛犬と一緒に袋井市に引っ越してきました。犬の転入についても届け出が必要でしょうか？

A! 飼い主の住所や犬の所在地が変わった場合、「犬の登録変更届」が必要です。

現在持っている愛犬手帳と鑑札を持って、市役所2階環境政策課環境衛生係または、支所1階市民サービス課市民サービス係までお越しください。旧市町村の鑑札と引き換えに袋井市の鑑札をお渡しします。

愛犬
手帳や鑑札を紛失した場合はご相談ください。環境政策課環境衛生係



市民サービス課市民サービス係
☎23 9212
☎44 3115

Q? 急な事情により、3日子どもを預かってくれる施設を探しています。そのような施設はありますか？

A! 保護者の疾病や出産、精神上などは、環境上の理由などにより家庭で子どもの養育が困難な場合、子育て短期支援事業(ショートステイ)が利用できます。

場所 児童養護施設まきはの家(袋井市山崎590 2169)

対象 市内在住の2歳以上18歳未満の児童
利用期間 7日以内
利用料 2,750円/日

(市民税非課税世帯などへの減免制度もあります)

定員 2人
申込方法 市役所1階あわせ推進課子ども係にある申請書に必要事項を記入して、お申し込みください。
あわせ推進課子ども係
☎44 3120